



命を守るために  
検査拡大を

伊藤 初美 議員

駅や公共施設などでのモニタリング検査実施により、新型コロナウイルス無症状感染者の早期発見を。



県が3月に実施した主要駅でのモニタリング検査の結果、陽性疑いはなかった。

感染拡大の状況下で検査を実施した場合、保健所機能が低下し医療体制のひっ迫を招き、有症状者にも影響を及ぼすと推察される。

市では感染リスクの高い施設にターゲットを絞り施策を展開している中で、無症状者に幅広くモニタリング検査の実施は考えていない。

公共施設にサーモグラフィカメラの設置を。  
会議室で利用している

消毒機能付き非接触体温計を市役所本庁舎の一部出入口に設置した。第2庁舎と大井総合支所にも入荷次第設置する。

学校給食費の助成制度

全ての子育て世帯が対象となる助成制度を導入できないか。

食材費のみを保護者負担としている。市の財源は、教育環境の整備や充実に投入することで快適な学習環境の場を提供し還元していきたい。



違法流用の説明責任

塚越 洋一 議員

令和元年度決算で明らかになった違法流用について、市長の責任と市民に対する説明責任は。報道機関を通じて内容と市長コメントを発信している。広報紙などでは現在のところ考えていない。

チェックできなかった原因は。

「項」間の流入を力するため、制御を外していたタイミングで当該流入の流入が行われた。決裁にあたって、「款」に目がいかなかった。

再発防止対策は。

システム制御を外さなくても良いよう科目ごとに個別設定し、財政課への事前協議書を提出することにした。

水害時の宅地内の排水と消毒

公助と自助・共助の関係について、市の責任



令和元年度決算で明らかになった違法流用について、市長の責任と市民に対する説明責任は。報道機関を通じて内容と市長コメントを発信している。広報紙などでは現在のところ考えていない。

と負担は。

宅地内の排水は所有者が行うことを原則とするが、補助制度もある。消毒は、感染予防のため職員が巡回し希望により所有者の許可を得て行う。

大規模災害時の電源確保

医療機関の非常用電源確保は。

平時より自助による配備を働きかけていく。



コロナ禍での健康と学びの両立を

小林 憲人 議員

学校に行き授業を受けることが最も重要。一方、感染症対策として、自宅で授業を受けさせたという方もいる。選択登校制の導入は。

現在は検討していない。感染症対策を徹底して不安を取り除き、学校に来る意義を説明していく。

フレイル事業の拡充を

高齢者の栄養改善や筋力低下の防止などを目的に、買い物リハビリテーションの実施を。

大変革に早期対応を

国の計画で、行政サービスの100%デジ



運動公園に隣接する調整池

調整池の有効活用を。運動公園に隣接する調整池を、スケートボードが楽しめる施設にしては。

施設整備を考える前に愛好家に団体を設立してもらい、市民の理解を得られるルール作りが必要と考える。



子どもの居場所づくりは

床井 紀範 議員

現状と取り組みは。市内には9カ所の子ども居場所がある。国や県の取り組みや助成金の情報提供、市ホームページ等による各団体の取り組みの紹介、担い手やボランティア発掘などの取り組みを行っている。

コロナ禍では、市の災害備蓄品、寄付された食材や日用品、介護予防センターの畑で収穫した野菜の提供を行っている。

市独自で定時定点のフードパントリーの実施を。

6月、ふじみ野子育て応援フードパントリーと名称を定め、介護予防センターにおいて、福祉総合相談センター「よりそい」にじ



「で」で支援をしている市民を対象に実施した。7月には全ての児童扶養手当受給者への周知を図った。

大原二丁目マンションの消防水利

消防水利の確保は。貯水槽3基が計画されている。防火水槽40m1基において40分程度の放水ができる量を蓄えていると考える。消火栓は既設の消火栓などが周辺道路に12カ所ある。

公園・学校・公共施設の安全点検結果報告

チェック!

安心・安全に利用できる公共施設を目指し、毎年、7月25日～31日を公共施設安全点検週間と定め、市内の各施設を点検しています。また、道路や公園などについては年間を通じて点検、修繕が行われています。これらの点検結果が議会に報告されました。

児童デイたんぽぽ上ノ原では敷地内のブロック塀に経年劣化によるクラックが生じた。大規模な地震が発生した場合に倒壊の恐れがあるので、危険箇所を撤去し、新たなフェンスが設置されました。



修繕前



修繕後

意見書  
全会一致で可決

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（拉致被害者支援法）等の改正を求める意見書

ふじみ野市在住の渡辺秀子さんの長女・高敬美さん、長男・高剛さんが北朝鮮に拉致されましたが、当時の国籍法により日本国籍を有しないお二人は、他の拉致被害者と異なり、安否の確認、充実した情報提供が受けられない現状にあり、日本国民とその家族を拉致被害者支援法等の対象とするように求めるものです。

送付日：令和3年9月24日

意見書  
全会一致で可決

性的指向・性自認に関する差別解消を目的とした法整備を求める意見書

多様な性の在り方やそれぞれの違いを受け入れ、多様な生き方を認め合う社会を実現すること、すなわち性的指向・性自認に関する差別解消は喫緊の課題であり、同性パートナーと生活をする場合にも差別的な取り扱いを受けることがないように、適切な措置を講ずるとともにだれもがその能力を発揮して社会参加が可能となるための法整備を求めます。

送付日：令和3年9月24日